

『程氏家塾讀書分年日程』訳注（一）

松野 敏之

本稿は、朱子学研究会の読書会で扱った程端礼『程氏家塾讀書分年日程』の訳注を試みるものである。読書会の参加者は、以下の通りであり、本稿は担当者（氏名の上に「※」を表記）の草稿を元に作成している。

*片岡龍（東北大学文学研究科講師）・*清水則夫（早稲田大学大学院博士課程）・宮下和大（早稲田大学大学院博士課程）・北澤紘一（早稲田大学大学院博士課程）・阿部光麿（早稲田大学大学院博士課程）・大場一央（早稲田大学大学院博士課程）・*小池直（早稲田大学大学院修士課程）・中嶋諒（早稲田大学四年）・*松野敏之（早稲田大学大学院博士課程）

『程氏家塾讀書分年日程』には、主に元刊本（四部叢刊続編所収）と清刊本（叢書集成初編・四庫全書所収）の二系統があり、本稿では元刊本を底本としている。解釈においては、清刊本系の句読や昌平

草書本（文化七年刊）の訓点および姜漢椿校注『程氏家塾讀書分年日程』を適宜参考した。

【凡例】

- ・底本には常熟瞿氏鐵琴銅劍樓藏元刊本（四部叢刊所収）を用い、清刊本（叢書集成本・四庫全書本）との校異を示した。但し、煩を避けるため、異体字・同義語の類の異同は割愛した。
- ・解釈には、昌平草書本および姜漢椿校注『程氏家塾讀書分年日程』（黄山書社出版、一九九二年四月）を参考した。

・訳注は、原文・校異・注釈・通釈の順で並ぶ。

- ・原文・通釈中に「」で示した部分は、底本では割注に相当する。
- ・通釈・引用文中に（）を附した部分は、訳者の補注である。

讀書分年日程序

今父兄之愛其子弟、非不知教、要其有成、十不能二三。此豈特子弟與其師之過。爲父兄者、自無一定可久之見、曾未讀書明理、遽使之學文。爲師者、雖明知其未可、亦欲以文墨自見、不免於阿意曲徇。失序無本、欲速不達。不特文不足以言文、而書無一種精熟、坐失歲月、悔則已老。且始學既差、先入爲主、終身陷於務外爲人而不自知、弊宜然也。孔子之教序志道據德依仁居游藝之先、周禮大司徒列六藝居六德

六行之後。本末之序、有不可紊者。今制取士以德行爲首、經術爲先、詞章次之³、蓋因之也。況今明經一主朱子說、使理學與舉業畢貫于一、以便志道之士、漢唐宋科目所未有也。誠千載學者之大幸。尚不自知、而忍紊之邪⁴。嗟夫、今士之讀經、雖知主朱子說、不知讀之固自有法也。讀之無法、故猶不免以語言文字求之、而爲程試資也。昔胡文定公於程學盛行之時、有不絕如縫之嘆、竊恐此嘆、將復見今日也。余不自揆、用敢輯爲讀書分年日程、與朋友共讀以救斯弊。蓋一本輔漢卿所粹⁵朱子讀書法修之、而先儒之論有裨於此者、亦間取一二焉。嗟夫、欲經之無不治、理之無不明、治道之無不通、制度之無不考、古今之無不知、文詞之無不達、得諸身心者、無不可推而爲天下國家用、竊意守是、庶乎本末不遺、而工夫有序。已得不忘、而未能日增。玩索精熟、而心與理相浹、靜存動察、而身與道爲一、德形于言辭、而可法可傳於後。較其所就、豈世俗偏長一曲之學、所可同日語哉。

延祐二年八月、鄧程端禮書于池之建德學。

〔校異〕

a 今：四庫全書本、「令」⁶に作る。 b 邪：叢書集成本、「耶」に作る。 c 粹：叢書集成本・四庫全書本、「粹」⁷に作る。 d 身：叢書集成本、「心」に作る。

〔注釈〕

(1) 孔子之教、游藝之先 『論語』述而「子曰、志於道、據於德、依於仁、遊於藝。」

(2) 周禮大司馬六行之後 『周禮』地官・大司徒「以鄉三物教萬民、而賓興之。一曰六德、知仁聖義

忠和。二日六行、孝友睦姪任恤。三日六藝、禮學射御書數。」

(3) 今制取士の詞章次之。『元史』卷八一・選舉一・科目「舉人宜以德行爲首、試藝則以經術爲先、詞章次之。」なお、元代の科挙は、本序文が執筆された延祐二年(一二一五)に初めて行われる。

(4) 昔胡文定の如綫之嘆。『伊洛淵源錄』卷四・胡安國「奏狀」「壬子年、臣嘗至行闕、有仲并者言伊川之學近日盛行。臣語之曰、伊川之學、不絕如綫、可謂孤立、而以爲盛行、何也。」また「不絕如綫」は、『春秋公羊伝』僖公四年「南夷與北狄交、中國不絕若綫」に基づく。胡文定は、胡安國(一〇七四一一三八)。文定は謚。字は康侯、福建崇安の人。著に『春秋胡氏伝』等がある。伝は『宋史』卷四三五。

(5) 輔漢卿所粹朱子讀書法。輔漢卿は、輔広。漢卿は字。浙江嘉興の人。呂祖謙・朱熹に学び、朱子学の繼承・普及に努める。『朱子讀書法』を編輯。『朱子讀書法』は、後に張洪・齊熙が『朱子讀書法』四巻に増補。四庫全書(子部・儒家類)に収める。

(6) 延祐二年八月、自序の執筆は延祐二年(一二一五)であるが、『讀書分年日程』の跋文は元統三年(一三三五)に執筆された。

(7) 程端禮(一二七一一三四五)。字は敬叔、号は畏齋、浙江鄞県の人。建平県学教諭・建康江東書院山長・鉛山州学教授・台州教授を歴任。著に『畏齋集』六巻、『讀書分年日程』三巻がある。伝は『元史』卷一九〇、『宋元学案』卷八七。

なお、『読書分年日程』清刊本には、序文の後に以下の『元史』本伝を附載する。『元史』卷一
九〇・程端禮傳「慶元有程端禮・端學兄弟者。端禮、字敬叔。幼穎悟純篤。十五歲能記誦六經、
曉析大義。慶元自宋季皆尊尚陸九淵氏之學、而朱熹氏學不行於慶元。端禮獨從史蒙卿游、以傳朱
氏明體適用之指。學者及門甚衆。所著有讀書日程。國子監以頒示郡邑校官、爲學者式。仕爲衢州
路儒學教授。卒年七十五。端學、字時叔。通春秋。登至治辛酉進士第。」

〔通釈〕

『読書分年日程』序

このごろの子弟を愛する父兄は、教育を重視しないわけではないのに、子弟の学問が成就することを
願いながら、うまくいくのは十人に二、三人にも及ばないといったありさまである。これは、ただ子弟
と教師のみの過ちだらうか。父兄たるものは、自身には一定不变の見通しがなく、書物を読んで理を明
らかにしてもないので、早々に子弟に文章を学ばせてしまう。教師も、（子弟が）まだその段階ではな
いことを知りながら、自分が文事に優れていると認められたくて、（父兄に）おもねりしたがつてしま
う。（そのため子弟の学問は）順序を失つて根本がなく、速成を願つて到達することはない。そのため、
書かれた文章が体をなさないだけでなく、書物に習熟することもなくて、無駄に歳月を重ねて、悔いが
生じたときにはもはや老いてしまっている。さらに、初めに誤ったことを学んでしまい、それが身に染
みついて基となつてゐるため、死ぬまで外を追い求め、他人のためにする学問にあくせくし、みずから

気がつくこともない。当然と言えば当然の弊害である。

孔子の教法の順序では、「道に志し、徳に拠り、仁に依る」ことは、「芸に遊ぶ」前に置かれているし、『周礼』大司徒でも、「六芸」を「六徳」「六行」の後に並べている。本末の順序は、乱すことができないものである。昨今の科挙の制度が、徳行を初めとし、また経学を文学よりも先としているのは、やはりこれゆえである。まして、いまの明經科では、ひとえに朱子の説を主としていて、理学と科挙の勉強とは完全に一貫し、道に志す士にとって都合よくさせていて、漢・唐・宋代の科挙にはなかつた事態である。誠に学ぶ者にとっては千年に一度の幸いである。それなのに、その自覚もなく、学問の順序を乱して平然としてしまっている。ああ、今の士は、経書を読んで、朱子の説を主とすることを知りながら、それを読むのに本来の方法があるのを知らない。やり方を知らずに読んでいため、言葉の表面を詮議するだけで、受験勉強の道具に終わることを免れない。むかし、胡安国（一〇七四—一一三八）は、程氏の学問が盛行していたときに、「絶えざること糸の」としの嘆を発したという。謹んで思うに、この嘆きは今日にもよくあてはまるであろう。

私はみずから非才をも顧みず、恐れ多くも『読書分年日程』を編纂し、朋友とともに学んで、この弊風を正そうとはかつた。ひとえに輔広が編輯した『朱子読書法』にもとづいて修めたが、また先儒の論で裨益のあるものをわざかながら付け加えておいた。ああ、経書を治め、理を明らかにし、治道に通じ、制度を鑑み、古今を知り、文辭に達し、自らの身と心に得たものを推して天下国家の用に立てたいなら、憚りながらこれを守れば、おそらくは本末兼ね備え、修養も順を得たものとなるであろう。とは

いえ、これを心に留めておくだけでは、日々の進歩はありえない。玩味熟読して、心と理が一つに溶け合ひ、静時に存し、動時に察して、身と道とが一つのものとなれば、徳は言辭に表れ、後世に法となり伝えられるものとなる。その成就した点から、それを世俗の一面に偏つた学問と較べれば、決して同日の談ではない。

延祐二年（一三一五）八月、鄞（浙江鄞県）の程端礼が池州（安徽貴池）建徳の県学にて書す。

程氏家塾讀書分年日程綱領「此宜揭之書齋。」 鄞程端禮編

白鹿洞書院教條

父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信。

右五教之目。堯舜使契爲司徒、敬敷五教^一，即此是也。學者學此而已。而其所以學之之序、亦有五焉。其別如左。

博學之、審問之、慎思之、明辨之、篤行⁵之。

右爲學之序、學問思辨四者、皆所以窮理。若夫篤行之事、則自修身以至處事接物、亦各有要。其別如左。

言忠信、行篤敬、懲忿窒慾、遷善改過。

右修身之要。

正其誼、不謀其利。 明其道、不計其功。

右處事之要。

己所不欲、勿施於人。 行有不得、反求諸己。

右接物之要。

熹竊觀古昔聖賢所以教人爲學之意、莫非使之講明義理以修其身、然後推以及人。非徒欲其務記覽爲詞章、以釣聲名、取利祿而已。今之爲學者、則既反是矣。然聖賢所以教人之法、具存於經。有志之士、固當熟讀深思而問辨之。苟知其理之當然、而責其身以必然、則夫規矩禁防之具、豈待他人設之而後有所持循哉。近世於學有規、其待學者爲已淺矣、而其爲法、又未必古人之意也。故今不復施於此堂、而特取凡聖賢所以教人爲學之大端、條列如右、而揭之楣間。諸君其相與講明遵守、而責之於身焉。則夫思慮云爲之際、其所以戒謹恐懼者、必有嚴於彼者矣。其有不然、而或出於禁防之外、言之所棄、則彼所謂規者、必將取之。固不得而略也。諸君其念之哉。

〔校異〕

a 此宜掲之書齋：叢書集成本、此六字無し。 b 程端禮：叢書集成本、「程端禮畏齋」に作る。四庫全書本、「元^ハ程端禮撰」に作る。

〔注釈〕

(1) 程氏家塾讀書分年日程 『程氏家塾讀書分年日程』の成立過程や伝播については、鈴木弘一郎「『程氏家塾讀書分年日程』をめぐって」(中国哲学研究 第一五号、東京大学中国哲学研究会、二〇〇〇)

○年九月）が参考になる。

- (2) 白鹿洞書院教條 白鹿洞書院は、江西星子廬山五老峰下に在る。淳熙七年（一一八〇）三月、知南康であつた朱熹が白鹿洞書院を再建した際に、学規を定めた。『朱子文集』卷七四に、「白鹿洞書院掲示」として収める。主な異同は、二個所。「正其誼」を「正其義」に作り、「出於禁防之外言之所棄」の「禁防之外」の四字が無いことである。また、「白鹿洞書院教條」に關しては、以下の諸書が参考になる。
○山崎闇齋『白鹿洞学規集注』
○佐藤一斎『白鹿洞書院掲示』（『佐藤一斎全集』第一巻、明徳出版社、一九九〇年一〇月所収）
○高畠常信『白鹿洞書院掲示』（『朱子文集（下）』（朱子学大系第五巻）』明徳出版社、一九八三年六月所収）
○浦国雄『白鹿洞書院掲示』（『朱子（人類の知的遺産一九）』講談社、一九七九年八月所収）
- (3) 父子有親、朋友有信 『孟子』滕文公上「聖人有憂之、使契爲司徒、教以人倫、父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信。」
- (4) 堯舜使契、敬敷五教 『尚書』舜典「帝曰、契、百姓不親、五品不遜、汝作司徒、敬敷五教在寬。」
- (5) 博學之、篤行之 『中庸』二十章。
- (6) 言忠信、行篤敬 『論語』衛靈公「子張問行。子曰、言忠信、行篤敬、雖蠻貊之邦、行矣。」
- (7) 懲忿窒慾、遷善改過 『周易』「君子乾乾不息於誠、然必懲忿窒慾、遷善改過、而後至。乾之用其善是損益之大莫是過。聖人之旨深哉。」また、「懲忿窒慾」は『周易』損・象「山下有澤、損君子以懲忿窒慾。」に、「遷善改過」は『周易』益・象「風雷益、君子以見善則遷、有

過則改。」にそれぞれ基づく。

- (8) 正其誼、不計其功 董仲舒「夫仁人者、正其誼、不謀其利。明其道、不計其功。」(『漢書』卷五六)

(9) 己所不欲、勿施於人 『論語』顏淵、『論語』衛靈公。

(10) 行有不得、反求諸己 『孟子』離婁上「孟子曰、愛人不親反其仁、治人不治反其智、禮人不答反其敬。行有不得者、皆反求諸己。其身正而天下歸之。」

〔通釈〕

『程氏家塾讀書分年日程』綱領「此等の綱領は書斎に掲げると良い。」 鄭県 程端札 編

父子に親あり、君臣に義あり、夫婦に別あり、長幼に序あり、朋友に信あり。

右は、五教の条目である。堯・舜が契^{せき}を司徒に任じて、敬んで五教をひろめさせた、とはこのことである。学ぶ者は、これを学ぶだけである。ただ、その学び方の順序が、また五つある。それは左のように類別される。

博く学び、審かに問い合わせ、慎んで思ひ、明確に弁じ、篤実に行う。

右は、学を修める順序である。学・問・思・弁の四つは、全て理を窮める方法である。篤実に行うことに關しては、一身を修めることから、事物に対処し、人に応接することまで、それぞれに要訣がある。

それは左のようく類別される。

言辞は忠信、行為は篤敬であること。忿りを抑え慾をふせぐこと。善に遷って過ちを改めること。

右は、一身を修める要である。

義を正して、利を謀らないこと。道を明かにして、功を打算しないこと。

右は、事物に対処する要である。

自分がされたくないことは、人にもしないこと。行なつてうまくいかなければ、わが身に振り返つて反省すること。

右は、人に応接する要である。

朱熹が、いにしえの聖賢が人に学問を修めさせた方法の意図というのを謹んで見たところ、必ず義理を講明し、自分自身を修めてから、それを他の人に推し及ぼさせている。それは博覧強記に務め、詩詞文章を要領よく作りあげて、名声を博し、利録を得ようと無暗に願うことではない。ところが、今の学問を修める者は、この聖賢の意図に反してしまっている。しかし、聖賢が人に教えた方法は、経書につかりと存している。そのため、学問に志を持つ士は、その経書を熟読し、深く考え方弁しなくてはならない。かりにも理のあるべき姿を知り、必ずその理に沿うように自身に努めたならば、そもそも規範や禁令などは、他人に設けてもらつてから遵守する必要などあろうか。

近年では、学舎に規則が備わつてはいるが、それ自体が学ぶ者への浅薄な対応であつて、その法たる内実も、いにしえの聖賢の意図に適つたものではない。よつて、今この白鹿洞書院には、そのような規

則は設けず、ただ聖賢が人に學問を修めさせた方法の大略を採り上げて、右の通りに条目に分けて列挙し、これを欄間に掲げるだけにする。諸君は、互いにこの聖賢の条目を講明遵守し、これを自身に努めて欲しい。そうすれば、思慮や言動の事ごとに、戒謹・恐懼することは、必ずいかなる規則より厳しいものとなるであろう。あるいはそのようにしなかつたり、禁令に外れた行為や、この掲示が斥けた行為を犯した場合には、世間で設けられているような規則を採り入れることとしよう。もとより粗略にはできないことである。諸君、よくよく考えて欲しい。

程董二先生學則¹

凡學於此者、必嚴朔望之儀。²

其日昧爽直日一人主擊板。始擊、咸起盥漱總櫛衣冠。再擊、皆著深衣或涼衫、升堂。師長帥弟子詣先聖像前、再拜、焚香訖、又再拜、退。師長西南嚮立、諸生之長者率以次東北嚮、再拜。師長立而扶之。長者一人前致辭訖、又再拜。師長入于室。諸生以次環立、再拜、退。各就案。謹晨昏之令。

常日擊板如前。再擊、諸生升堂序立、俟師長出戶立定、皆揖。次分兩序、相揖而退。至夜將寢、擊板會揖如朝禮。會講會食會茶、亦擊板如前。朝揖會講以深衣或涼衫、餘以道服褶子。居處必恭、

居有常處。序坐以齒。凡坐必直身正體、母箕踞傾倚、交脛搖足。寢必後長者。既寢勿言。當晝勿寢。

步立必正、

行必徐、立必拱、必後長者。母背所尊、母踐闕、母跛倚。

視聽必端、

母淫視、母傾聽。

言語必謹。

致詳審。重然諾。肅聲氣。母輕、母誕、母戲謔誼譁、母及鄉里人物長短、及市井鄙俚無益之談。

容貌必莊、

必端嚴凝重。勿輕易放肆、勿麌豪狼傲、勿輕有喜怒。

衣冠必整。

勿爲詭異華靡。母致垢弊簡率。雖燕處不得袒。袒露頂、雖盛暑不得輒去鞋襪。

飲食必節、

母求飽、母貪味。食必以時、母恥惡食。非節假、及尊命、不得飲。飲、不過三爵。勿至醉。

出入必省。

非尊長呼喚、師長使令、及已有急幹、不得輒出學門。出必告、反必面。出不易方。入不踰期。

讀書必專一、

必正心肅容、計遍數。遍數已足而未成誦、必須成誦、遍數未足雖已成誦、必滿遍數。一書已熟、方讀

一書。母務泛觀、母務彊記。非聖賢之書勿讀、無益之文勿觀。

寫字必楷5敬。

勿草、勿欹傾。

几案必整6齊、

位置有倫、簡帙不亂。書笥衣篋、必謹局鑰。

堂室必潔淨。

逐日直日再擊板如前。以水灑堂上、良久、以帚掃去塵埃。以巾拭几案。其餘悉令齋僕掃拭之。別有穢污、悉令掃除、不拘早晚。

相呼必以齒、

年長倍者以丈、十年長者以兄、年相若者以字。勿以爾汝。書問稱謂亦如之。

接見必有定。

凡客請見。師坐定、直日擊板、諸生如其服升堂序揖、立侍。師長命之退則退。若客於諸生中有自欲相見者、則見師長畢、就其位見之。非其類者勿與親狎。

修業有餘功、游藝有適性。

彈琴、習射、投壺、各有儀矩、非時勿弄。博奕鄙事、不宜親學。

使人莊以恕、而必專所聽。

擇謹願勤力者、莊以臨之、恕以待之。有小過者訶之、甚則白於師長懲之、不悛衆稟師長遣之。不許直

行己意。

苟日從事於斯而不敢忽、則入德之方庶乎其近矣。

道不遠人、理不外事。故古之教者、自其能食能言、而所以訓導整齊之者、莫不有法。而況家塾黨庠術序之間乎。彼學者所以入孝出弟謹信羣居終日、德進業修、而暴慢放肆之氣不設於身體者、繇此故也。番易程端蒙、與其友生董銖、共爲此書。將以教其鄉人子弟而作新之。蓋有古人小學之遺意矣。

余以爲凡爲庠序之師者、能以是而率其徒、則所謂成人有德、小子有造者、將復見於今日矣。於以助於后王降德之意、豈不美哉。淳熙丁未十一月甲子新安朱熹書。

白鹿洞教條、乃文公朱先生所集聖賢之成訓、而學則者、鄉先生程董二公之所爲。文公嘗有取焉者也。今合二者而並揭之、一則舉其學問之宏綱大目、而使人之知所用力、一則定爲羣居日用之常儀、而使人有所持循。即大小學之遺法也。學者誠能從事於此、則本末相須、內外交養、而入道之方備矣。若夫近世之所謂規者、則文公不以施之鹿洞、而謂必不得已而後取之、故今亦不敢以此列於此云。寶祐戊午元日饒魯謹書。

〔校異〕

- a 擊板：叢書集成本、「擊版」に作る。下同じ。 b 羯豪：叢書集成本、「羯豪」に作る。 c 狼傲：叢書集成本・四庫全書本、「狼傲」に作る。 d 塙弊：叢書集成本・四庫全書本、「塙敝」に作る。 e 杞祖：叢書集成本・四庫全書本、「裸祖」に作る。 f 鞋鞬：四庫全書本、「鞋鞬」に作る。 g 位置

：叢書集成本、「位賓」[△]に作る。 h 訓導：叢書集成本・四庫全書本、「訓導之」に作る。 i 番易：叢書集成本、「鄱陽」に作る。 j 於以助於：四庫全書本、「於以助夫」に作る。 k 以此：叢書集成本、「以之」[△]に作る。 l 寶祐：四庫全書本、「寶佑」に作る。

〔注釈〕

(1) 程董二先生學則 程端蒙・董銖が共作した學則。 程端蒙（一一四三一一九一）、字は正思、江西鄱陽の人。朱熹の門人。著に『性理字訓』等がある。伝は『宋元学案』卷六九。 董銖（一五二一一二一四）、字は叔重、号は盤潤、江西德興の人。朱熹の門人。來学者に対して、朱熹はまず董銖と問難させたという。著に『性理註解』『易書註』等ある。伝は『宋元学案』卷六九。饒魯「程董二先生學則」は、叢書集成初編に收め、三浦国雄「程董二先生學則」（『朱子・人類の知的遺産一九』）講談社、一九七九年八月所収）に邦訳がある。また朱熹「程董二生學則」は、『朱子文集』卷八二に收める。

(2) 肅望之儀 每月一日と十五日に行う儀礼。その由来については、『家禮考証』に「『廣州記』、『朔望之儀、自尉佗（前漢時代 南越王 趙佗）始、陀立朝台、朔望外拜、後世遂至士庶、亦相禮謁。按、……『儀禮』喪禮、大夫士、朔望有奠、孔子月朔、朝服而朝。『漢書』宣帝、令蘇武朝朔望。宣帝豈用佗禮者。其來遠矣。佗亦聞而行之耳。非自佗始也。」とある。

「朔望之儀」については、司馬光『書儀』では以下のように説く。『司馬氏書儀』卷四・居家雜儀「凡節序及非時家宴、上壽於家長、卑幼盛服序立、如朔望之儀。先再拜、子弟之最長者一人、

進立於家長之前。幼者一人搢笏執酒盞、立於其左。一人搢笏執酒注、立於其右。長者搢笏跪斟酒、祝曰、伏願某官備膺五福、保族宜家。授幼者盞注、返其故處。長者出笏俛伏興。退與卑幼皆再拜。家長命諸卑幼坐。皆再拜而坐。家長命侍者徧醉諸卑幼。諸卑幼皆起、叙立如前。俱再拜就坐。飲訖。家長命易服、皆退易便服。還復就坐。」

(3) 擊板 板を擊つて合図をすること。儀に際する擊板は、『朱子語類』卷一〇七54条に「先生毎日早起、子弟在書院、皆先著衫到影堂前擊板。俟先生出。既啓門、先生陞堂、率子弟以次列拜炷香、又拜而退。子弟一人詣土地之祠炷香而拜。隨侍登閣、拜先聖像、方坐書院。受早揖、飲湯少坐、或有請問而去。月朔、影堂薦酒果。望日、則薦茶。有時物、薦新而後食。」とみえる。

(4) 道服・褙子 ここでは道学者が着用していた平服。褙子については、『朱子語類』卷九一7条に、「從來人主常朝、君臣皆公服。孝宗簡便、平時著背（褙子）。常朝引見臣下、只是涼衫。今遂以爲常。如講筵早朝是公服、晚朝亦是涼衫。」とある。また道服は、僧服の意ではなく、『朱子語類』卷九一10条に、「上領服非古服。看古賢如孔門弟子衣服、如今道服、却有此意。」とあるように、儒服のこと。

(5) 寫字必楷敬 『程氏遺書』卷三20条「某寫字時甚敬。非是要字好、只此是学。」

(6) 几案必整齊 『顏氏家訓』卷上・治家「或有狼藉几案、分散部秩、多爲童幼婢妾之所點汚、風雨虫鼠之所毀傷、實爲累德。」

(7) 成人有德小子有造 『詩經』大雅・文王之什・思齊「肆成人有德、小子有造。」 朱熹『詩集傳』

卷六・注「承上章言文王之德見於事者如此。故一時人材皆得其所成就。蓋由其德純而不已、故令此士皆有譽於天下、而成其俊又之美也。」

(8) 后王降德 『禮記』内則「后王命冢宰、降德于衆兆民。」 注「后王、鄭云、后、君也。謂諸侯也。王、天子也。盧云、后王、后也。王、天子也。孫炎・王肅云、后王、君王也。」

(9) 饒魯 字は伯輿、また仲元、師魯。饒州余干の人。黃榦に従学した。著に『五經講義』等がある。伝は『宋元学案』卷八三。

〔通釈〕

程董二先生学則

この学舎で学ぶ者は全て、朔望の儀（毎月一日・十五日の儀礼）を嚴肅に行わなくてはならない。

当日の明け方から、当直の一人が擊板（板を擊つて合図すること）を掌る。最初の擊板で、全員起床して手を洗い口をすすぎ、髪を梳かして衣冠を整える。二度目の擊板で、全員深衣または涼衫を着用して、堂にのぼる。師長は、弟子達を率いて先聖の像の前にいたり、再拝して、香を焚き、終れば、また再拝して、さがる。師長は西南に向かつて立ち、諸生の年長者が順に諸生を従えて東北を向いて、再拝する。師長は立つたままそれを輔佐する。年長者の一人が前に進んで辞を述べ、終るとまた再拝する。師長が室に戻り、諸生は順序通りに円を描くように立ち、再拝して、退く。各自、机に就く。朝夕の決まりに謹める。

朔望の儀以外の平日も、（一度目の）擊板は、前述の場合と同じである。二度目の擊板で、諸生は堂にあがつて序列通りに立ち、師長が戸より出でて、定位置に立つのを待つて、全員で揖讓（手を組み合わせて会釈すること）する。次いで、順に二列に分かれて、互いに揖讓しあい、退く。夜に就寝する際は、朝礼と同じように擊板し、全員集まつて揖讓する。その他、全員で集まつてする講学・食事・喫茶も、同じように擊板する。朝礼と会講には、深衣または涼衫を着用し、その他の場合には道服または褶子を着用する。

身の処し方は、必ず恭敬でなければならない。

居処は、常に決まつている。席は年齢順に坐る。坐る姿勢はすべて、身体を真っ直ぐに正して坐り、両足を前に投げ出したり、もたれかかつたり、足を組んだり、足を揺らしたりして坐つてはならない。寝る時は必ず年長者より後でなくてはならない。すでに床に就いたならば、ものを言つてはならない。昼間に寝てはならない。

歩き方・立ち方は、必ず正しくしなければならない。

歩く時は必ずゆっくりと歩み、立つときは必ず拱手して立ち、必ず年長者の後ろに従わなくてはならない。尊者に背を向けたり、門の敷居を踏んだり、物に寄りかかつて斜めに立つたりしてはならない。

視聴の仕方は、必ず端正にしなければならない。

目をキヨロキヨロして見てはならないし、耳をそばだてて聞いてもならない。

言語は、必ず謹しまなければならない。

行き届いた言辞を述べる。「はい」と返事した約束は必ず実行する。音声語気につつしむ。軽率に発言してはならないし、でまかせを言つてはならない。また戯れおどけたり、騒々しく述べてもいけない。郷里の人物の批評や、巷間のうわさ話のような無益な話題に及んではならない。容貌は、必ず莊麗でなければならない。

必ず端整・厳肅に、莊重であること。軽薄であつたり放肆であつたりしてはならないし、粗野で傲岸であつたり軽々しく喜怒を表わしたりしてもいけない。

衣冠は、必ず整肅でなければならない。

風変わりであつたり、華美であつたりしてはならない。垢染みて破れていたり、礼儀や作法にかなわない着方をしたりしない。家でくつろいでいる時でも、肌をあらわにしたり冠を脱いではならないし、猛暑の時でも、軽々しく靴や足袋を脱いではならない。

飲食は、必ず節度がなければならない。

食べ過ぎてはいけないし、美食を好んでもならない。食事は必ず適切な時に摂り、粗末な食事を恥じてはならない。祝祭日や休日、または尊者の命がなければ、酒を飲んではならない。また飲んだとしても三杯を越えてはならず、酩酊するなどもつてのほかである。

出入する際には、必ず省問しなければならない。

尊者・長者のお召しや、師長・使令および自身の急務以外では、軽々しく学舎の門外に出てはなら

ない。外出する時は必ずその旨を告げ、帰つてきた時は必ず顔を見せること。また外出先で行き先を変えてならないし、帰りの期日を過ぎてもならない。

読書は、必ず専一でなければならぬ。

必ず心を正し、居住まいを謹み、何度読んだかを数える。読書回数が充分であつても暗誦できなければ、必ず暗誦できるようにする。読書回数が充分でないのに暗誦できてしまつたとしても、必ず読書回数を満たさねばならない。一冊の書を熟読し終つてから、はじめて他の書を読む。多読や博覧強記に務めはならない。聖賢の書でなければ読んではならないし、無益の文章も観てはいけない。

字を書くには、必ず楷書でつつしまなくてはならない。

草書で書いてはならないし、傾いた文字を書いてもならない。

机は、必ず整齊でなければならない。

位置には倫序があり、書籍を乱してはならない。書箱や衣類をしまう箱は、必ずカギをかけてしっかりと管理しなければならない。

堂室は、必ず潔淨でなければならない。

毎日、当直は前述の通りに二度撃板する。水で堂の上を洗い、しばらくしてから箒で塵埃を掃き清める。布で机を拭く。それ以外の清掃はすべて、学舎の従僕に掃き清めさせる。他に汚れたところがあれば、朝晩に拘わらずに掃除させる。

相手を呼ぶ時は、必ず年齢を考慮しなければならない。

年齢が倍以上の方は「丈」と呼び、十歳くらい年長の方は「兄」と呼び、同輩の者は字で呼ぶ。「爾」「汝」と呼んではならない。書信での呼び方もこのようにする。

来訪者との接見には、必ず定まりがなければならない。

客が面会を要請した場合。師長の座席が定まってから、当直が擊板し、諸生はその服装のまま堂に昇つて、序列ごとに揖譲して立待する。師長がさがれと命じれば退出する。もし客が諸生の中に会見したいと思う者が居た場合、師長との会見が終つてから、身分に応じた位置に就いて会見する。同輩の者でなければ、お互いなれなれしくしてはならない。

修養には別の工夫があり、遊芸には性に適つたものがある。

弾琴・習射・投壺には、それぞれ礼についての決まりがあり、相応しい時でなければ遊んではならない。博打や卑俗な事は、積極的に学ぶべきではない。

人を使役するには、莊麗・寛恕な態度で臨み、人の意見には必ず耳を傾けなくてはならない。

(人を使役するには、) 慎み深く真心がありよく勤める者を沢んで、莊重な態度で臨み、慈恕ある態度で待遇する。わずかな過失に対しては叱責し、甚だしい場合には師長に申し上げて、懲罰を加える。それでも改悛しなければ、一同で師長の指示を受けて放逐する。己の意志のみを頑なに行うことは許されない。

かりにも毎日この学則に従事して少しも忽せにしないならば、徳を体得すること、ほとんど間違いない。

道は人から遠く隔たつてはいないし、理も事物の外にありはしない。それ故、いにしえの教えは、食事や言動などの日常生活から始まり、人を教導し育てる方法には定まつた法規があつた。ましてや家塾・党庠・術序においては尚更である。学ぶ者が、家では孝、外では弟、謹んで信なることに勤め、終日集まつて徳業を修めて、暴慢放肆の気を身体に起させない理由は、この法規に由るのである。江西鄱陽の程端蒙とその友人の董銖二人がこの学則を作つた。それは郷里の子弟に教えて、刷新させようと思つたからである。（この学則には）やはり古人の小学の遺意がある。私が思うに、庠序の教師が、この法規によつて学徒を導いたならば、いわゆる「成人に徳があり、童子にもそれなりの成果がある」（『詩經』大雅・文王之什・思齊）という状況が、また今日に現れる事になるであろう。ああ、「君王が徳を降す」の意を助けるものであり、なんと良いことであるか。

淳熙丁未（淳熙一四年、一一八七）一一月甲子、新安の朱熹 記す。

「白鹿洞教条」は、聖賢が作つた訓えを、朱文公先生が集めたものであり、「学則」は同郷の程端蒙先生・董銖先生方が作つたものである。朱文公は以前、この「学則」より、汲み取つたものがあつた。今ここにこの二つを合わせて並べ掲げたことは、一つは学問の大綱大目を挙げて、勉励すべきところを人に教えるためであり、一つは集団生活する日常の儀礼を定めて、持守させるためである。つまり、大學・小学の遺法である。学ぶ者は誠にこの法に従事すれば、本末・内外それぞれ影響しあい養われて、

道に入る方法は備わるものである。近世のいわゆる法規は、朱文公は白鹿洞書院には設けないで、やむを得ない事情があつてから採り入れると述べた。だから、今ここでも俗に言う法規は列ねないのである。

宝祐戊午（宝祐六年、一二五八年）元日、饒魯謹しんで書す。

西山眞先生教子齋規

一曰學禮、

凡爲人要識道理、識禮數。在家庭事父母、入書院事先生、並要恭敬順從遵依教誨。與之言則應、教之事則行。母得怠慢、自任己意。

二曰學坐、

定身端坐、齊脚斂手、母得伏盤、靠背、偃仰、傾側。

三曰學行、

籠袖徐行、母得掉臂、跳足。

四曰學立、

拱手正身、母得跛倚、欹斜。

五曰學言、

樸實語事、母得妄誕。低細出聲、母得叫喚。

六曰學揖、

低頭屈腰出聲收手、毋得輕率慢易。

七曰學誦、

專心看字、斷句慢讀、須要字字分明、毋得目視東西、手弄他物。

八曰學書。

臻志把筆、字要齊整圓淨、毋得輕易糊塗。

〔校異〕

a 忽慢：叢書集成本、「怠惰」に作る。 b 琮志：四庫全書本、「凝志」に作る。

〔注釈〕

(1) 西山眞先生 真徳秀（一一七八—一二三五）。西山は号。字は希元（一に景元）、後に景希と改む。浦城の人。著に『大学衍義』等がある。伝は『宋史』卷四三七、『宋元学案』卷八一。

〔通釈〕

眞西山先生 教子齋規

一、礼を学ぶこと。

およそ人たるもの、道理、礼数を理解しなければならない。家庭にあつて父母に仕え、書院にあつて

先生に仕えるには、恭敬・従順にせねばならず、教えにそのまま従わねばならない。言いつけには必ず応じ、教えられた事は必ず行う。怠慢であつてはならないし、自分の考えに驕つてもならない。

二、坐り方を学ぶこと。

体を定めて端座し、足をととのえ手を收める。足を曲げたり、背中をよりかからせたり、仰向けに後ろに倒れ掛かつたり、斜めに傾いたりして坐つてはならない。

三、歩き方を学ぶこと。

両方の袖の中に手を入れ、ゆつくりと歩み、臂を張つたり足を跳ね上げてはならない。

四、立ち方を学ぶこと。

拱手して身を正しくして立ち、片足で立つてよりかかつたり、傾いて立つてはならない。

五、ものの言い方を学ぶこと。

質朴誠実にして物事を語り、でたらめであつてはならない。声は小さく出し、叫んではならない。

六、揖讓の会釈を学ぶこと。

頭を低くして腰をかがめ、声を出して手は收める。軽率やいい加減であつてはならない。

七、誦を学ぶこと。

心を一つに集中して文字を読み、句読を打つてゆつくりと読み、一字一字はつきりとさせなければならぬ。目がキヨロキヨロしていたり、手が別の物をいじつていしたりしてはならない。

八、書を学ぶこと。

精神を集中して筆をとり、文字は整い、角張つておらず、きれいでなくてはならない。いい加減であつたりごまかしたりしてはならない。

朱子讀書法

居敬持志、循序漸進、熟讀精思、虛心涵泳、切己體察、著緊用力。

右詳見輔漢卿所編。〔近已刊集慶學。〕

斂身正坐、緩視微吟、虛心涵泳、切己體察。

右見朱子讀書法。

寬著期限、緊著課程。

右見朱子讀書法。

未熟快讀足遍數、已熟緩讀思理趣。

右古人讀書法。

〔校異〕 異同無し。

〔注釈〕

(1) 朱子讀書法 既出。〔讀書分年日程序〕注(5) 參照。

(2) 集慶學 集慶路学校。集慶路は、元の天歷二年（一三二九）に置かれ、至正一六年（一三五六）、朱元璋が應天府に改めた。今の江蘇南京。

(3) 古人讀書法 未詳。

〔通釈〕

朱子讀書法

敬に居り志を保ち、順序どおりゆつくりと進み、熟読してつまびらかに考察し、虚心に深く浸透させ、自身に即して体察し、重要な所に力をそそぐ。

右の文は、輔漢卿の編纂したものに詳しく見える。「近年、集慶路学校にて刊行された。」

手足をおさめて正しく坐り、ゆつくりと見て小声で読み、虚心に深く浸透させ、自身に即して体察する。

右は、「朱子讀書法」に見える。

期限はゆるやかに、課程は緊密にせよ。

右は、「朱子讀書法」に見える。

熟達しないうちは速読し、回数を満たせ。熟達してからはゆつくり読み、道理を思念せよ。

右は、古人讀書法である。